

令和6年7月31日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

令和2年(行ウ)第62号 休業補償給付等不支給処分取消請求事件(甲事件)

令和4年(行ウ)第28号 休業補償給付等不支給処分取消請求事件(乙事件)

口頭弁論終結日 令和6年4月25日

5 判 決

当事者の表示は略称を含めて別紙当事者目録記載のとおり。

主 文

- 1 堺労働基準監督署長が平成30年2月5日付けで原告に対してした労働者災害補償保険法に基づく休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消す。
- 10 2 堺労働基準監督署長が令和元年5月20日付けで原告に対してした労働者災害補償保険法に基づく休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消す。
- 3 堺労働基準監督署長が令和2年7月21日付けで原告に対してした労働者災害補償保険法に基づく休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消す。
- 4 訴訟費用は被告の負担とし、補助参加によって生じた費用は補助参加人の負担
15 とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

甲事件の請求は主文1項及び2項と、乙事件の請求は主文3項と同旨である。

第2 事案の概要

20 1 事案の要旨

原告は、補助参加人において、自動車整備士として勤務していた者であるが、上司によるパワーハラスメント(以下「パワハラ」という。)、長時間労働及び騒音等の職場環境によりうつ病(以下「本件疾病」という。)を発病したとして、堺労働基準監督署長(処分行政庁)に対して三度にわたり労働者災害補償保険法(以下「労災保険法」という。)に基づく休業補償給付の支給請求をしたところ、処分
25 行政庁から、平成30年2月5日付け、令和元年5月20日付け及び令和2年7

月21日付けで休業補償給付を支給しない旨の各処分（以下、順次、「本件処分1」「本件処分2」「本件処分3」といい、これらを併せて「本件各処分」という。）を受けた。

本件は、原告が、被告を相手として、本件処分1・2の取消しを（甲事件）、本件処分3の取消しを（乙事件）それぞれ求める事案である。

2 前提事実（証拠等を引用しない事実は当事者間に争いがない。書証は特記しない限り枝番を含む。）

(1) 当事者等

ア 原告

原告（ 生）は、平成14年4月1日、補助参加人に入社し、以降、自動車整備士として勤務し、平成22年10月1日から平成28年11月に出勤しなくなるまで、 （当時。以下「本件事業場」という。）で、自動車整備業務に従事していた（乙1・70、73、138～142頁）。

原告は、遅くとも平成28年9月頃、本件事業場のピットリーダー（工場全体の仕事を把握して、各整備スタッフに仕事を割り振り、全体の作業管理を行うポジション）であった（丙2、証人 ^B、原告本人）。

イ 補助参加人等

(ア) 補助参加人

補助参加人は、 四輪新車販売、中古車販売、自動車整備、部品用品販売及び損害保険代理店の業務を行っている（乙1・72頁）。

(イ) 平成28年9月当時の本件事業場の人員配置等

店長 ^A（以下「 ^A店長」という。）

工場長 ^B（以下「 ^B工場長」という。）（同月1日赴任）

フロント（店舗の窓口）担当 ^C（以下「 ^C」という。）

上記3名及び原告のほかに、おおむね店長代理1名、営業マネージャー

2名、営業担当4名、サービス担当4名及び業務担当4名がいた。

(以上につき、乙1・37、73、83、149、153、155、157、159頁、丙2、9、証人^C、弁論の全趣旨)

(2) 原告の労働条件 (乙1・72頁)

勤務時間 午前9時30分～午後6時30分
休憩 午後0時～午後1時まで (1時間)
1日の所定労働時間 8時間
休日 完全週休2日制

(3) 原告の受診の経緯等

10 ア 原告は、平成28年11月3日、通勤のためにバイクに乗ろうとしたが倦怠感を感じ、欠勤した (乙1・141頁)。

15 イ 原告は、同月4日、^D クリニック (以下「本件クリニック」という。) で ^D 医師 (以下「^D 医師」という。) の診察を受けた (乙1・163頁)。同日の間診票には、「9月中頃から眠れない、はき気、食欲がない、げり、めまい、つかれがとれない、頭痛がする」との記載がある (乙1・166頁)。また、同日の診療録には、「9月から工場長が異動してきた。工場長は、仕事に関係ない暴言を吐いたりする。かなり無理な要求をしてくる。10月は本当にしんどくて、会社に行く前に、行くのも嫌でした。しんどいという感じになってきた。一度組み合い (ママ) と相談したけど」「工場のトップの人は、パワハラをみとめて今後ないということになった。仕事に関係のないことで、パワハラがある。例えば、おまえは、辞めても会社は、こまらないとかおまえはこの店の癌とか5年前に父親を癌で亡くしていて。ちよつとつらいですね。」などの記載がある (乙1・167頁)。

20 原告は、同日、^D 医師により、うつ状態で、同日から同月末日まで自宅療養が必要であると診断された (乙1・182頁)。

ウ 原告は、その後も、本件クリニックを継続して受診し、平成28年12月

1日～平成29年6月末日まで、自宅療養が必要であると診断された(乙1・183～186頁)。

エ 原告は、平成28年10月31日の勤務を最後に休職したものの、令和3年頃には本件事業場に復職した(弁論の全趣旨)。

5 (4) 本件訴訟に至る経緯等

ア 本件処分1

原告は、平成29年7月12日、処分行政庁に対し、仕事を原因として本件疾病を発病して休職したとして、平成28年11月4日から平成29年4月27日までの休業補償給付を請求した(乙1・11～12頁)。処分行政庁は、平成30年2月5日、休業補償給付を支給しないとの決定(本件処分1)をし、翌6日、原告に対し、これを通知した(乙1・207頁)。

原告は、平成30年2月14日、大阪労働者災害補償保険審査官に対し、本件処分1に係る審査請求をした(乙1・207頁)。同審査官は、同年10月31日、上記の審査請求を棄却する旨の決定をし、翌11月1日、原告に対し、これを通知した(乙1・3、209～281頁)。

原告は、同年11月5日、労働保険審査会に対し、本件処分1に係る再審査請求をした(乙1・1～3頁)。同審査会は、令和元年12月9日、上記再審査請求を棄却する旨の決定をし、その頃、原告に対し、これを通知した(甲3の1、弁論の全趣旨)。

20 イ 本件処分2

原告は、令和元年5月10日、処分行政庁に対し、仕事を原因として本件疾病を発病して休職したとして、平成29年4月28日から令和元年5月8日までの休業補償給付を請求した(乙2・7～8頁)。処分行政庁は、令和元年5月20日、休業補償給付を支給しないとの決定(本件処分2)をし、同日、原告に対し、これを通知した(乙2・1～4、107頁)。

原告は、同年6月10日、大阪労働者災害補償保険審査官に対し、本件処

分2に係る審査請求をした(乙2・107～108頁)。同審査官は、同年9月12日、上記の審査請求を棄却する旨の決定をし、同月17日、原告に対し、これを通知した(乙2・2、109～140頁)。

原告は、同月24日、労働保険審査会に対し、本件処分2に係る再審査請求をした(乙1・1～2頁)。同審査会は、令和2年3月25日、上記再審査請求を棄却する旨の決定をし、その頃、原告に対し、これを通知した(甲3の2、弁論の全趣旨)。

ウ 本件処分3

原告は、令和2年6月26日、処分行政庁に対し、令和元年5月9日から令和2年6月8日までの休業補償給付を請求した(甲37・2、9頁)。処分行政庁は、同年7月21日、休業補償給付を支給しないとの決定(本件処分3)をし、同年8月6日、原告に対し、これを通知した(乙10・1頁)。

原告は、同年8月25日、大阪労働者災害補償保険審査官に対し、本件処分3に係る審査請求をした(乙10)。同審査官は、令和3年2月25日、上記の審査請求を棄却する旨の決定をし、同年3月1日、原告に対し、これを通知した(甲37、乙11)。

原告は、同年3月8日、労働保険審査会に対し、本件処分3に係る再審査請求をした(乙11)。同審査会は、令和4年2月14日、上記再審査請求を棄却する旨の決定をし、その頃、原告に対し、これを通知した(甲38、弁論の全趣旨)。

エ 本件訴訟の提起

原告は、令和2年5月25日、本件処分1・2の取消しを求めて甲事件を、令和4年3月9日、本件処分3の取消しを求めて乙事件をそれぞれ提起した(当裁判所に顕著な事実)。

(5) 行政通達による精神障害に係る労働災害の業務起因性に関する認定基準

ア 厚生労働省は、専門家によって構成された「精神障害の労災認定の基準に

関する専門検討会」を設置し、審査の迅速化や効率化を図るための労災認定の在り方に関する検討を依頼していたところ、同検討会は、平成23年11月8日、厚生労働省に対し、「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会報告書」を提出した（乙基3）。

5 厚生労働省労働基準局長は、これを受けて、平成23年12月26日付けで「心理的負荷による精神障害の認定基準について」と題する通達（同日基発第1226第1号）を発出した（乙基1）。

イ 厚生労働省労働基準局長は、その後、同検討会による「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会報告書（令和2年5月）」の提出を受けて、令和2年5月29日付けで「心理的負荷による精神障害の認定基準の改正について」と題する通達（同日基発第0529第1号）を発出した（乙基2、4）。

ウ 厚生労働省労働基準局長は、その後、さらに、同検討会による「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会報告書（令和5年7月）」の提出を受けて、令和5年9月1日付けで「心理的負荷による精神障害の認定基準について」と題する通達（同日基発第0901第2号、以下「現行認定基準」とい
15 い、現行認定基準の別表1「業務による心理的負荷評価表」を「認定基準別表1」という。）を発出した（乙12、13）。

現行認定基準の内容は、別紙1のとおりである。

(6) うつ病エピソードの診断基準（甲8）

20 WHOの国際疾病分類 International Classification of Disease（以下「ICD-10」という。）によれば、うつ病エピソード（F32）のうち典型的な抑うつエピソードにおいては、基本症状として、①抑うつ気分、②興味と喜びの喪失、③活力の減退による易疲労感の増大や活動性の減少が見られるほか、その他の一般的な症状として④集中力と注意力の減退、⑤自己評価と自信の低下、⑥罪責感と無価値観、⑦将来に対する希望のない悲観的な見方、⑧自傷あるいは自殺の観念や行為、⑨睡眠障害、⑩食欲不振があるとされる。

そして、軽症うつ病エピソード（F 3 2. 0）の診断には、基本症状のうち少なくとも2つ、一般症状のうち少なくとも2つが存在しなければならず、中等症うつ病エピソード（F 3 2. 1）の診断には、基本症状のうち少なくとも2つ、一般症状のうち少なくとも3つが存在しなければならず、重症うつ病エピソード（F 3 2. 2）の診断には、基本症状の全てと一般症状のうち少なくとも4つが存在し、そのうちいくつかが重症でなければならぬとされるほか、いずれについても、エピソード全体の持続期間は約2週間が必要とされる。

(7) 適応障害の診断基準（乙3）

ICD-10によれば、適応障害（F 4 3. 2）の診断要件として、A. 症状発症前の1か月以内に、心理社会的ストレス因を体験したこと、B. 症状や行動障害の性質は、感情障害やF 4 0 - 4 8の障害（神経症性、ストレス関連性及び身体表現性障害）及び行為障害のどれかにみられるものであるが、個々の診断基準は満たさず、症状はそのありようも重症度もさまざまであること、C. 症状は、遷延性抑うつ反応を除いて、ストレス因の停止又はその結果の後6か月以上持続しないことが挙げられる。しかし、この診断基準が満たされない時点で予測的に診断することも許容される。

3 争点

本件の争点は、本件疾病が業務上の事由によるものか（業務起因性）であり、具体的には次のとおりである。

(1) 本件疾病の発病時期（争点(1)）

(2) 本件疾病の発病前おおむね6か月の間における業務による強い心理的負荷の有無（争点(2)）

4 争点に関する当事者の主張

(1) 争点(1)について

(原告の主張)

ア 本件疾病の発病時期は平成28年10月末頃であること

原告は、堺労働基準監督署の職員（以下「労基署職員」という。）による聴取書（乙1・140頁）において、同年10月初め頃に^B工場長から暴言を吐かれた、同月頃から^B工場長の発言がひどくなり、精神的に負担がかかった、不眠の症状が出たのも同月頃からである旨を述べている。本件疾病の原因は^B工場長によるパワハラであり、これが顕在化した同年10月頃より前に発病したとは考えられない。

主治医の^D医師が作成した「療養担当医師の証明」には、発病年月日として「平成28年10月頃」（乙1・174～180頁）と記載されており、これは原告に不眠等の症状が出始めた時期と一致している。

以上より、本件疾病の発病時期は、同年10月末頃である。

イ 本件疾病の発病時期は平成28年9月ではないこと

ICD-10の診断基準（前提事実(6)）によると、うつ病エピソードは、重症度の如何に関係なく、診断には少なくとも2週間の症状の持続が必要とされている。また、大うつ病診断基準（DMS-4-TR（甲9））でも、合計5つ以上の症状がほとんど1日中、ほとんど毎日あり2週間にわたっている症状のために著しい苦痛又は社会的、職業的又は他の重要な領域における機能障害を引き起こしていることが必要とされている。

原告は、平成28年9月のみならず同年10月にも通常勤務に問題なく従事していたことからすれば、上記各診断基準に照らすと、本件疾病を同年9月に発病したことはあり得ず、同年10月末頃に発病したというべきである。

（被告の主張）

本件クリニックの初診時の問診票（前提事実(3)イ）には、原告には平成28年9月中旬頃から不眠等の症状が生じていた旨が記載されている。

^E副院長の^E医師（以下「^E医師」という。）の医学意見書（乙4、以下「^E意見書」という。）には、①原告の上記の症状では、ICD-10におけるうつ病エピソード（F32）の診断基

5 準を満たさないものの、適応障害（F 4 3. 2）の診断基準ABC全てを満たしていることから、原告が同年9月中旬頃に適応障害を発病したと判断されること、②本件クリニックの初診時（同年11月4日）には、うつ病エピソードの「典型症状」の抑うつ気分、活動の減退による易疲労感の増大や活動性の減少（意欲低下）、「一般症状」の睡眠障害（不眠）と食欲不振が認められ、それらが2週間以上持続しており、ICD-10における軽症うつ病エピソード（F 3 2. 0）の診断基準を満たしていることから、原告は、同年9月中旬頃に適応障害を発病し、それが同年10月頃にうつ病エピソードに遷移したと考えられる旨が指摘されており、その内容に特段不合理な点は見当たらない。

10 以上より、原告は、同年9月中旬頃に適応障害を発病し、それが同年10月頃にうつ病エピソードに遷移したものである。

(2) 争点(2)について

(原告の主張)

15 ア 業務上の出来事及びその心理的負荷の強度に関する原告の主張は、別紙2「業務上の出来事の主張対比表」の「請求者側(原告)」欄の記載のとおりである（以下では、業務上の出来事の主張対比表の具体的出来事を指すときは「対比表〇番」と表記する。).

イ 労働時間について（対比表4番）

(ア) 始業時刻

20 原告は、午前8時45分頃から午前9時頃の間に出勤していたが、^B 工場長が通常より早く出勤して業務を行う必要があると判断してその旨の発言をした日について、その発言に従い、通常より早く出勤して業務を開始していた。^B 工場長及び^C は入退館に必要な鍵を所持していた（原告は鍵を所持していなかった。）ところ、警備システムの記録（丙8）^B に^B 工場長の解除記録がある場合は、原告の始業時刻は、^B 工場長が解除した時刻と同じである（別紙3①、別紙3②では黄色）。

(イ) 終業時刻

原告は、^B工場長より早く退勤することはほとんどなく、通常は、^B
^C工場長、^C及び原告が最後まで残り、そろって退勤していた。したが
って、^B工場長及び^Cが最後に退館して警備システムのセットを行っ
ていた場合には、同人らのセットをした時刻(以下「セット時刻」という。)
が原告の終業時刻である(別紙3①、別紙3②では桃色)。

^B工場長及び^Cのセット時刻のうち記録が残っているものの平均
は「21:43」であるところ、^B工場長及び^Cのセット時刻の記録
が残っていない日については、同時刻が原告の終業時刻である(別紙3①、
別紙3②では緑色)。ただし、警備記録(丙8)のセット時刻が平均の「2
1:43」より早い時刻になっている場合には同セット時刻(別紙3①で
は橙色)を原告の終業時刻とした(別紙3①「労働時間表(原告主張)」)。

なお、二次的には、警備記録(丙8)のセット時刻が上記平均の「21:
43」より早い時刻になっている場合は、原告の勤務表(丙8)の終業時
刻(別紙3②では紫色)を原告の終業時刻であると主張する(別紙3②「労
働時間表(原告主張)」)。

(ウ) 休憩

原告は、^B工場長が赴任した平成28年9月以降、インカムを装着し
て常に連絡を受け、指示を出す必要があり、休憩時間を取得できなかった。

(エ) 原告主張の労働時間

以上を基に、原告の労働時間(発病時期を平成28年10月末頃とし、
その6か月前まで)を算定すると、別紙3①及び別紙3②「労働時間表(原
告主張)」のとおりである。

ウ 発病時期を平成28年10月末とした場合の心理的負荷の評価

対比表1番～16番の各出来事のうち、心理的負荷の強度が「強」の出来
事が多数あり、これのみで心理的負荷の強度は「強」である。

たどえ、上記各出来事の心理的負荷の強度が「中」であったとしても、^B ■
■工場長のパワハラについて、本件事業場では原告に対する支援や協力がな
5 かったことから、心理的負荷の強度を強める方向で考慮すべきである。また、
対比表4番の長時間労働について、休憩時間が1日1時間あったとしても、
本件疾病発病の直近2か月で80時間を超える時間外労働が存在するから、
心理的負荷は「中」である。これらを総合評価すると、心理的負荷の強度が
「強」となることは明らかである。

(被告の主張)

10 ア 業務上の出来事及びその心理的負荷の強度に関する被告の主張は、別紙2
「業務上の出来事の主張対比表」の「被請求者側(被告)」欄の記載のとおり
である。

イ 労働時間について(対比表4番)

(ア) 始業時刻

15 客観的資料である原告の勤務表(乙1・106~135頁)に基づき認
定すべきである。

原告が、^B ■工場長の指示により、勤務表記載の時刻より前に勤務を開
始していた事実はない。

(イ) 終業時刻

上記(ア)と同様に原告の勤務表に基づき認定すべきである。

20 原告の同僚は、終業後に着替えをする前にタイムカードを打刻する旨述
べているところ、仮に、原告が^B ■工場長及び^C ■と共に本件事業場を退
出したとしても、業務終了後に着替えなどをしていただいた可能性があり、セッ
ト時刻まで残業をしていた事実を推認することはできない。

(ウ) 休憩

25 原告は1時間の休憩時間を取得していた。

原告がインカムを装着して無線のやり取りを任されるようになったの

は、ピットリーダーに就任した平成28年9月中旬以降である。原告は、インカム装着以降、休憩を取得しても、その間、他の整備スタッフが代わりに対応しており、休憩時間中に対応を求められていない。

(エ) 沖縄旅行は業務に当たらないこと

平成28年10月18日から同月20日までの間に実施された本件事業場の沖縄旅行（以下「本件沖縄旅行」という。）には業務遂行性がないから上記期間中の時間を労働時間として算入すべきではない。

(オ) 被告主張の労働時間

平成28年9月中旬頃を発病時期とした場合の原告の労働時間は、別紙4「労働時間集計表（9月19日～3月24日）」のとおりである。

平成28年10月末頃を発病時期とした場合の原告の労働時間は、別紙5「労働時間集計表（10月31日～5月5日）」のとおりである。

ウ 発病時期を平成28年10月頃とした場合の心理的負荷の評価

^B 工場長が「ガン」と発言したこと（対比表16番）は、原告に対する重要な業務指導を終えた後、原告が周りに影響を与える中心的立場であるとの趣旨で当該発言に及んだものであり、大声で怒鳴るようなものでも、しつこく繰り返されたものでもなく、業務指導の逸脱の程度は小さい。したがって、現行認定基準に基づいても、心理的負荷の強度は「中」である。

また、上記発言については、原告が労働組合に相談したことによって、^A ^B 店長に報告がなされ、同人の指導を受けた^B 工場長が朝礼で謝罪していることから、本件事業場からの支援・協力はあったと評価できる。したがって、ハラスメントに関して総合評価する際に、心理的軽負荷の強度を強める要素は認められない。

したがって、総合評価をしても、心理的負荷の強度は「強」とは認められない。

エ 発病時期を平成28年9月中旬頃とした場合の心理的負荷の評価

(ア) 平成28年10月以降の出来事については、本件疾病の発病後の出来事であり、精神障害を発病させる程度の業務による心理的負荷に該当することはない。

(イ) 原告の精神障害は悪化していないこと

5 現行認定基準では、精神障害の発病後に特別な出来事がなくとも、悪化の前に業務による強い心理的負荷が認められる事案については、十分な検討をした上で、業務による強い心理的負荷によって精神障害が自然経過を超えて著しく悪化したものと精神医学的に判断されるときには、悪化した部分について業務起因性を認めることが追加された。

10 本件では、原告の精神障害の悪化を示す医学専門家による判断はない。むしろ、^D 医師は、「平成28年9月中旬から不眠 嘔気 食欲不振 下痢 全身倦怠感 頭痛の症状があり 改善しないため来院」、「休職しても症状はあまりかわらず」と診療録に記載しており（乙1・163頁）、同月中旬頃と比較して、同年10月末頃の時点で原告の精神障害が悪化していることは全くうかがわれない。^E 医師の意見書を見ても、適応障害からうつ病エピソードに遷移したとの判断にとどまり、精神障害が悪化したとは認められない。

15 (ウ) 精神障害の悪化の前に業務による強い心理的負荷があったとは認められないこと

20 原告が指摘する項目のうち、出来事として認められるのは、認定基準別表1項目22（以下、「項目○」と表記する。）「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」のみである。項目22の心理的負荷の強度は「中」程度であり、総合評価に当たり、心理的負荷の強度を強める要素は認められない。その他の出来事を併せて総合評価しても、
25 その心理的負荷の強度は「強」には至らず、精神障害の悪化の前に強い心理的負荷があったとは認められない。

(エ) 業務による出来事が直ちに精神障害の悪化の原因とは認められないこと

^E
■ 医師は、適応障害について、「環境の変化に適応できず、そのストレスによって心身に何らかの症状がおき、生活に支障が出る病気」であると
し、その発病には明確なストレス因が存在するが、ストレスは強い心理的
5 負荷でなく発病し、個体側要因の脆弱性が発病に関与すると指摘している。

本件についてみると、原告の業務による心理的負荷の強度はせいぜい
「中」であり、一般的にさほど強くない出来事でも、精神障害を発病した
ことからすると、原告については、^B
■ 工場長の業務指導や注意に対し、
必要以上に心理的負荷を感じるという受け止め方に問題があり、このよう
10 な性格傾向や社会適応状況の個体側要因の脆弱性が、原告の精神障害発病
に強く関与したと判断される。本件疾病の発病は、原告の個体側要因（性
格傾向、社会適応状況等）によるところが大きい。

(オ) 小括

以上のおり、現行認定基準に基づいても、原告の業務による心理的負
15 荷の総合評価は「中」にとどまり、本件において、原告の精神障害の悪化
は認められず、仮に悪化していたとしても悪化の前に強い心理的負荷は認
められない上、個体側要因によるところが大きいと考えられることから、
本件疾病について、業務起因性は認められない。

(被告補助参加人の主張)

20 ア 業務上の出来事に関する被告補助参加人の主張は、別紙2「業務上の出来
事の主張対比表」の「補助参加人」欄の記載のとおりである。

イ 労働時間について（対比表4番に関するもの）

(ア) 始業時刻

勤務表は、業務開始時と業務終了時にICカードを端末にかざして記録
25 され、分単位で記録される。タイムカードの打刻前後にサービス残業を行
わせることはしていない。

原告は、入退館に必要な鍵を所持しておらず、朝早く出てきて開錠して店舗や工場に入ることにはできない。

(イ) 終業時刻

上記(ア)と同様であり、原告が最後まで店舗や工場に残って作業をし、最終退勤者として施錠をして帰ることはできない。

(ウ) 休憩

本件事業場においては、できる限り休憩時間を12時から取得できるよう配慮し、昼の時間帯は^B工場長が待機したり、顧客に待ってもらったり、当番を決めて休憩を取れるようにしていた。

(エ) 本件沖縄旅行は業務に当たらないこと

本件沖縄旅行は自主参加の企画であり、参加率は75%、旅費の個人負担はなく、出勤日に当たる参加者は有給休暇を取得し、休日に当たる参加者は休日のままとして、出勤扱いとはしていない。

第3 当裁判所の判断

1 業務起因性の判断枠組み等について

- (1) 労災保険法に基づく保険給付は、労働者の業務上の疾病等に関して行われるものである(同法7条1項1号)ところ、労働者の疾病等を業務上のものと認めるためには、業務と疾病等との間に条件関係があることを前提として、相当因果関係が認められることが必要である(最高裁昭和51年11月12日第二小法廷判決・裁判集民事119号189頁参照)。そして、労働者災害補償保険制度が、労働基準法上の危険責任の法理に基づく使用者の災害補償責任を担保する制度であることからすれば、上記相当因果関係を認めるためには、当該疾病等の結果が、当該業務に内在又は通常随伴する危険が現実化したものであると評価し得ることが必要である(最高裁平成8年1月23日第三小法廷判決・裁判集民事178号83頁、最高裁平成8年3月5日第三小法廷判決・裁判集民事178号621頁参照)。

(2) 業務と精神障害発病との相当因果関係を判断するに当たっては、今日の精神医学において広く受け入れられている「ストレス-脆弱性理論」、すなわち、環境由来のストレスと個体側の反応性、脆弱性との関係で精神的破綻が生じるかどうかが決まり、客観的に観察してストレスが非常に強ければ、個体側の脆弱性が小さくても精神障害が起こるし、逆に脆弱性が大きければ、ストレスが小さくても精神障害が起こるといふ考え方に依拠するのが相当である。そこで、同理論を踏まえると、業務による心理的負荷が、当該労働者と同種の平均的な労働者（職種、職場における立場、年齢、経験等が類似する者であって、日常業務を支障なく遂行することができる労働者）を基準として、社会通念上客観的に見て、精神障害を発病させる程度に強度であるといえる場合に、当該業務に内在又は通常随伴する危険が現実化したものとして、当該業務と精神障害との間に相当因果関係を認めるのが相当である。

(3) そして、現行認定基準は、労働災害認定のための行政内部の準則であり、大量の事件処理をしなければならない行政内部の判断の合理性、整合性、統一性を確保するために定められたものであって、裁判所による行政処分 of 違法性に関する判断を法的に拘束するものではないが、その作成経緯や内容に照らし一定の合理性を有するものといえる。

したがって、精神障害発病等と業務との相当因果関係（業務起因性）の有無を判断するに当たっては、現行認定基準を参考としつつ、本件における具体的な事情を総合的に考慮して、精神障害発病等に係る業務起因性を判断するのが相当である。

2 認定事実

上記前提事実、後掲各証拠（書証は特記しない限り枝番含む。）及び弁論の全趣旨によると、以下の事実を認めることができる。

(1) 原告の経歴等（前提事実(1)ア、乙1・70、73、103、138～142頁）

原告の経歴は以下のとおりであり、補助参加人において自動車整備士として勤務していた。

平成14年3月 [redacted] を卒業
同年4月1日 補助参加人に入社
同日～平成18年9月30日 泉佐野店
平成18年10月1日～平成20年6月30日 岸和田南店
平成20年7月1日～平成22年3月31日 [redacted] 岸和田
平成22年4月1日～同年9月30 交通事故で右足を骨折して休職
平成22年10月1日～平成28年10月31日 本件事業場

10 なお、原告は、泉佐野店において、^B[redacted]工場長と一緒に勤務したことがあった（乙1・146頁、丙2、証人^B[redacted]、原告本人）。

また、原告には、本件疾病の発病前に精神疾患の既往歴はない（乙1・142頁）。

15 (2) ^B[redacted]工場長の本件事業場への赴任等（以下の事実は、全て平成28年のものであり、月日のみ記載する。）

ア ^B[redacted]工場長は、9月1日付けで、本件事業場に工場長として赴任した（丙2、証人^B[redacted]）。

イ 補助参加人では、9月が決算期であった。^B[redacted]工場長が赴任後に部品リストを確認すると、顧客の要望で3か月や6か月以上前に発注した部品で取付けがされないまま放置されているものが多く残っていることが判明した。これらは、本件事業場が部品メーカーに代金を支払済みで、顧客に連絡して取付作業を完了して顧客から代金を回収する必要があるものであった。

20 このため、^B[redacted]工場長は、9月初旬、^C[redacted]と原告に対し、9月中に顧客への連絡をするよう指示したが、在庫部品がなかなか減少しなかったことから、原告に対し、顧客への連絡を9月中に行うよう指示した。

25 (以上につき、乙1・139、144、149、161頁、丙2、証人^C[redacted]、

証人^B、原告本人)

(3) 本件事業場における原告の就労状況等

ア 原告は、遅くとも9月には、ピットリーダーとなった(前提事実(1)ア)。

イ 本件事業場において、事務所から工場への無線での連絡は、従前、対応する者を特定せずにされていたが、9月中旬頃から、^B工場長の指示により、
5 全てピットリーダーである原告に対してなされ、原告から各スタッフに指示を出す方式に変更された。(乙1・139頁、丙2、3)

(4) ^B工場長の発言等

ア 9月末頃、^B工場長は、本件事業場において、原告や^Cとの間で、顧客の要望で発注した在庫部品について、別紙6の録音反訳(1)のとおりやり取りをした(丙1の1・2録音反訳(1))(なお、丙1の2録音反訳(1)の日付は「10月6日」と記載されているが、乙1・132頁によると、同日は原告の休日であり、やり取りの内容からすると、決算期の最終日である9月末日と認めるのが合理的である。)

15 なお、被告及び補助参加人は、「役降りろ」の発言は、^Cに向けた発言である旨を主張し、^B工場長及び^Cはこれに沿う陳述(丙2、3)及び証言をする。

しかしながら、丙1の1(録音反訳(1)の音源データ)でも、「役降りろ。お前。フロント、要らんわ」の発言は一気にされており、殊更^Cに向けた発言とみるのは困難である。また、上記発言は原告と^Cの面前での^B工場長の発言であり、^B工場長は「役降りろ」の前に「^C」などと^Cに限定した趣旨の発言をしておらず、原告にとって自分のことを言われていると受け止めることは自然である。

したがって、上記の各証拠は採用することができず、これに依拠した被告及び補助参加人の上記主張は採用することができない。

25 イ 10月上旬頃、原告が^F(以下「^F」という。)と作業についてや

り取りをしていたところ、^B工場長はその横で第三者と別紙6の録音反訳(2)のやり取りをした(丙1の1・2録音反訳(2))(なお、丙1の2録音反訳(2)の日付は「10月7日」と記載されているが、同日と特定できる裏付証拠がなく、同月上旬頃と認めるのが相当である。)

5 なお、原告は、上記やり取りは、^B工場長が原告を問い詰めながら、別の場所に行ってまた言うという状況であった旨を供述する(原告本人)が、原告は、^B工場長の発言に意を払わずに^Fとやり取りをしているから、^B工場長のやり取りの相手は原告以外の第三者と認めるのが相当である。

ウ 10月8日、^B工場長は原告と^Cとの間で、別紙6の録音反訳(3)のやり取りをした(丙1の1・2録音反訳(3))。

10 なお、被告及び補助参加人は、別紙6の録音反訳(3)・3頁の^B工場長の原告に対する「ガン」との発言について、本件事業場の中心的立場であるとの意味で用いたのであり、悪性腫瘍である「ガン」の趣旨で述べたものではない旨主張し、^B工場長はこれに沿う陳述(乙1・146頁、丙2)及び証言をする。しかしながら、その直前のやり取りは、他の従業員に効率的に業務をさせることが望まれるのに、原告が他の従業員に指示できていない旨を述べ、「・・・で、もっと指示せえ。洗車機ない店、あるぞ。何甘えてんねん。俺がおらんかって6人おんのやからさ。そうやろ。1個車検レーンなんやから、こんだけあいて、4レーンしかないんやろ。4レーンで5人おって、何を言うてんねんという話やろう。ここで車検やったらええんちゃうん、これを、とかな。おまえが・・・ガンやぞ、はっきり言って。・・・おまえ1人早なっても意味ないねん。・・・おまえガンやで、はっきり言って。おまえがどう変わるか。おまえが変わられへんかったら、ピットは変わられへん。よう言わんからな。^Cとおまえがガンやと言うてるやん、いつも。」と述べ、原告が他の従業員に対して指示できず、このような姿勢が変わらない限り、本件事業場の工場が変わらず、そのことをもって「ガン」と述べている

5
10
15
20
25
30
35
40
45
50
55
60
65
70
75
80
85
90
95
100
105
110
115
120
125
130
135
140
145
150
155
160
165
170
175
180
185
190
195
200
205
210
215
220
225
230
235
240
245
250
255
260
265
270
275
280
285
290
295
300
305
310
315
320
325
330
335
340
345
350
355
360
365
370
375
380
385
390
395
400
405
410
415
420
425
430
435
440
445
450
455
460
465
470
475
480
485
490
495
500

のであり、その前後のやり取りを見ても、^B工場長は原告に対して本件事業場の中心的存在である趣旨のことを微塵も述べていない。^B工場長自身、日常的に中心的存在のような意味で「ガン」という言葉を用いていないと明確に証言していること（証人^B調書14～15、31頁）に照らすと、^B工場長の上記陳述及び証言は到底採用することができず、これに依拠した被告及び補助参加人の上記主張は採用することができない。

以上のとおり、^B工場長は、本件事業場の工場が効率的に運営されない元凶は原告であり、これをもって悪性腫瘍である「ガン」との意味で発言したものと優に認めることができる。

10 (5) その後の原告の対応等

原告は、10月中旬頃、^B工場長の発言について労働組合に相談した。

労働組合書記長は、原告からの相談内容を^A店長に報告し、同書記長、^A

^B店長、^B工場長及び^Cの4名で話合いの場が持たれた。

15 ^A店長は、^B工場長に対し、相手を傷つける発言をしないように指導した。その後、^B工場長は、10月15日の朝礼の場で、原告に対して不適切な言葉を使ったことについて謝罪した。もっとも、原告は、その朝礼に出席しておらず、また、^B工場長も原告に対して直接謝罪することはなかった。

(以上につき、乙1・140、150頁、丙2、証人^B、原告本人)

20 (6) 原告の労働時間

25 ア 労働時間の認定

(ア) 始業・終業の時刻

25
30
35
40
45
50
55
60
65
70
75
80
85
90
95
100
105
110
115
120
125
130
135
140
145
150
155
160
165
170
175
180
185
190
195
200
205
210
215
220
225
230
235
240
245
250
255
260
265
270
275
280
285
290
295
300
305
310
315
320
325
330
335
340
345
350
355
360
365
370
375
380
385
390
395
400
405
410
415
420
425
430
435
440
445
450
455
460
465
470
475
480
485
490
495
500

a 本件事業場においては、従業員の勤務時間はタイムカードによって管理されており、その打刻の記録は勤務表（乙1・106～135頁）に反映される。勤務表によれば、原告の始業・終業の時刻は、別紙4「労働時間集計表（9月19日～3月24日）」及び別紙5「労働時間集計表（10月31日～5月5日）」の「労働時間（始業～終業）」の始業欄記

載のとおりと認めるのが相当である。

- b なお、原告は、始業につき、第2の4(2)原告の主張イ(ア)のとおり主張し、午前8時50分頃に出勤していたが、タイムカードを午前9時15分より前に打刻すると、補助参加人から指摘されることから午前9時15分以降に打刻していたなどと供述する(原告本人)。

しかし、証拠(乙1・138~143頁)によれば、原告は、平成29年9月8日に実施された労基署職員による聴取の際、終業に関してタイムカードを打刻してからサービス残業をすることがあった旨を述べるものの、始業に関して早出残業を行っていた旨を述べていないことからすると、原告の上記供述は直ちに採用することはできず、ほかに原告の上記主張を認めるに足る的確な証拠はない。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

- c また、原告は、終業につき、第2の4(2)イ(イ)のとおり主張し、原告もこれに沿う供述をするほか(原告本人)、平成28年10月3日午後9時2分に本件事業場の内部を撮影した写真(甲10の1)を提出する。

しかし、①勤務表(乙1・106~135頁)の終業時刻には、午後9時以降の時刻が記録されている日も多々存在し、実際の終業時刻にタイムカードを打刻することを補助参加人が殊更に妨げていたなどという事情はうかがわれないこと、^A店長のみならず、他の従業員の堺労働基準監督署の職員による聴取書には、タイムカードの打刻後に仕事をさせていたことをうかがわせる記載もないことからすると(乙1・150、154、157頁)、上記写真の内容から、原告が同日の同時刻まで勤務を継続していたことや、他の日も同時刻頃まで勤務していたことを推認することはできないから、原告の上記上述は直ちに採用することはできず、ほかに原告の上記主張を認めるに足る的確な証拠はない。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

(イ) 休憩について

前提事実(2)のとおり、労働契約上、原告の所定の休憩時間は1日1時間と定められている

5 なお、原告は、第2の4(2)イ(ウ)のとおり主張し、原告本人もこれに沿う供述をするほか(原告本人)、平成28年9月21日午後4時26分に空になった弁当の容器等を撮影した写真(甲10の2)、同月28日午後6時41分に弁当等を撮影した写真(甲10の3)を提出する。

10 しかし、①証人^Bは、従業員が休憩時間を交代でとれるよう配慮していた旨を証言し(証人^B・8頁)、上記(4)ア(別紙6の録音反訳(3)・3頁)においても、従業員に休憩を取得させるよう指示していること、②本件事業場の他の従業員も、労基署職員による聴取に対し、休憩時間はおおむね1時間取得できていた旨述べていること(乙1・154頁)、③原告も、労基署職員による聴取の際、休憩時間は1時間であり午後2時までに個人
15 でとる体制である旨を述べており、休憩時間が取得できない旨を一切訴えていないこと(乙1・138頁)も考慮すると、原告が常時休憩時間を取得できなかったことまで推認することはできないから、原告の上記供述は直ちに採用することができず、ほかに原告の上記主張を認めるに足る的確な証拠はない。

20 したがって、原告の上記主張は直ちに採用することができない。

(ウ) 本件沖縄旅行について

原告は、本件沖縄旅行が実施された10月18日から同月20日まで、いずれも8時間労働をしたと主張する。

25 しかし、証拠(丙5)及び弁論の全趣旨によれば、本件沖縄旅行は、利益目標達成を記念し従業員に対する報奨として実施されたものであり、参加は任意であること、日程の大半はフリータイムであり、予定行事は初日

の夕食時の懇親会のみであったこと等が認められる。これらの事情からすると、本件沖縄旅行は本件事業場の労働者が任意で参加する懇親行事にすぎず、業務遂行性があつたと認めることはできない。

したがって、本件沖縄旅行に参加している時間は労働時間とはいえず、原告の上記主張は採用することができない。

(エ) 休日出勤について

原告は、^B工場長の指示により休日出勤をした旨の供述をする(乙1・139頁、原告本人)。

しかし、^Cは、申請することなく休日出勤をすることはない旨証言し(証人^C)、^Aを含む本件事業場の従業員らは、労基署職員による聴取の際、休日出勤の事実を否定する供述をしていること(乙1・149、153、157頁)からすると、原告の上記供述は直ちに採用することができず、ほかに原告が^B工場長の指示で休日出勤をしていたことを認めるに足る的確な証拠はない。

イ 原告の時間外労働時間

以上より、原告の3月24日から10月31日までの労働時間は、別紙4及び別紙5のとおりであり、原告の時間外労働時間数は以下のとおりである。

10月	2日	～	10月	31日	30時間32分
9月	2日	～	10月	1日	55時間40分
8月	3日	～	9月	1日	27時間14分
7月	4日	～	8月	2日	22時間29分
6月	4日	～	7月	3日	29時間26分
5月	5日	～	6月	3日	38時間31分
4月	23日	～	5月	22日	47時間41分
3月	24日	～	4月	22日	15時間43分

(7) 本件事業場の工場の騒音等

ア 騒音

騒音防止ガイドライン（乙5）の屋内作業場において、管理区分Ⅱ（事業者が作業環境を改善するために必要な措置を講じる必要があるもの）とされているのは、85db以上である。

5 本件事業場では毎年4回（4月、7月、10月、1月）騒音を測定しているところ、平成27年4月から平成28年10月までの工場の騒音は、最高でも50.5db（平成28年7月2日）で、おおむね40db～50dbの範囲であり（丙6）、上記ガイドラインの基準を大きく下回っている。

イ 振動

10 タイヤ脱着作業でインパクトレンチを使用する際、振動が生じることがあるが、その使用は1回当たり数秒程度にすぎず（丙2・8頁、丙3・5頁）、常時、振動が生じていることはうかがわれない。

ウ 温度

15 本件事業場の工場には屋根があり、整備作業は屋内で行っている。工場内には扇風機、スポットクーラーや冷水器が設置されている（丙2・8頁、丙3・5頁）。

E

(8) ■意見書（乙4）の内容

20 ア 適応障害は、一言でいえば、「環境の変化に適応できず、そのストレスによって心身に何らかの症状がおき、生活に支障が出る病気」であり、その発病には、明確なストレス因が存在する。適応障害は、明確なストレスに対する反応が症状となる病気である。そのストレス因に適応できない状況が続くと、それがストレスとなり、ストレスが心身に症状として出てきて、生活に支障が出てくると適応障害と診断される。ただし、ストレスは強い心理的負荷でなく発病し、個体側要因の脆弱性が発病に関与すると考えられている（2頁）。

25 イ 原告は、平成28年9月中旬頃から多彩な症状が出現し、精神障害を発病したと考えられるが、同年11月4日の初診時の症状は、ICD-10にお

けるうつ病エピソードの診断基準を満たしていない（4頁）。

ウ 原告について、平成28年9月中旬頃より前の1か月以内に、^B 工場長が上司になり、指導や注意を受けたこと、ピットリーダーに任命されたことというエピソードがあり、ICD-10の適応障害の診断基準（前提事実(7)）
5 Aに該当する。

^Cらは、原告について、同年10月頃から元気がなく抑うつ気分にあることを感じていたものの、他の変調は感じていないことからすると、発病後に持続する抑うつ気分や感情障害で見られるような生活全般の興味や喜びの喪失という診断基準には該当せず、感情障害やF-48（神経症、ストレス関連性および身体表現性障害）、行為障害などの診断基準を満たさず、
10 ICD-10の適応障害の診断基準Bに該当する。そして、診療録に記載された原告の主訴を見ると、^B工場長とのトラブルを原告の発病の心理的負荷として
していることからすると、他に原因がない限り、ストレス因が停止すると
症状は持続しないことから、予測的に診断すると症状は6か月以上持続しな
15 かったと考えられ、同診断基準Cに該当する。

よって、原告は、同診断基準を全て満たすから、平成28年9月中旬頃に、
適応障害を発病したと判断する。

（以上、4頁）

エ ICD-10は、その時期に患者に現れた症状を操作的に診断するものであることから、疾患名が変遷することがある。本件クリニックの初診時には、
20 うつ病エピソードの典型症状の抑うつ気分、活動の減退による易疲労感の増大や活動性の減少（意欲低下）、一般症状の睡眠障害（不眠）と食欲不振が認められ、2週間以上持続していることから、軽症うつ病エピソードの診断基準を満たしており、主治医（^D 医師）もうつ病と診断している。このよう
25 に原告は、同年9月中旬頃に適応障害を発病し、それが同年10月頃にうつ病エピソードへ変遷したと思料する。（4頁）